

「平成30年度「自殺予防週間」における取組の要請」
の送付につきまして

経済産業省
中小企業庁
小規模企業振興課

平素より大変お世話になっております。

さて、平成28年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、毎年9月10日から9月16日は「自殺予防週間」と規定されました。

この週間は、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が、必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

「自殺予防週間」に係る取組につきまして、貴団体にも御協力をいただきたく、「平成30年度「自殺予防週間」における取組の要請」を送付させていただきます。

御多忙のところかと存じますが、自殺対策の重要性に鑑み、御協力いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

経済産業省中小企業庁小規模企業振興課

担当 笹目、竹内

電話 03-3501-2036(直通)

FAX 03-3501-6989

E-mail sasame-yu@meti.go.jp

takeuchi-ryota@meti.go.jp